

議第25号

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の一部変更の認可について

県は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が作成する地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の一部を次のとおり変更することについて認可するものとする。

第2の1の(1)日本海総合病院の機能の表中「642床」を「630床」に、「646床」を「634床」に改める。

第2の1の(3)日本海八幡クリニック等診療所の機能の日本海八幡クリニックの表中「訪問看護」を「訪問看護（介護保険事業を含む。）」に改める。

提 案 理 由

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の一部を変更することについて認可するため、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案するものである。